

令和8年度青森市賃上げ・物価高騰対策応援金(中東情勢追加交付) Q&A

令和8年7月31日現在

NO	大項目	小項目	問合せ内容	回答
1	制度内容	概要	青森市賃上げ・物価高騰対策応援金(中東情勢追加交付)とはどのような補助金ですか？	本応援金は、市内の事業者等に対し、物価が高騰する中、中東情勢の緊迫化により、更なる影響を受けている中小企業者等を支援するためのものです。 具体的には、市内に店舗・事業所等を有する公務を除く全業種の中小企業者・個人事業主等を対象に、1事業者あたり法人については、5万円、個人事業主については2万5千円の応援金を交付するものです。
2	制度内容	対象者	どのような事業者が対象となりますか？	市内に店舗・事業所等を有する公務を除く全業種の中小企業者・個人事業主等で、令和8年7月15日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある事業者が対象となります。 【対象者の例】 ○ 法人・・・株式会社、有限会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、企業組合、事業協同組合 など ○ 個人事業主・・・農林水産事業者、医療・福祉事業者、宿泊施設、商店、飲食店、美容院、露天商 など
3	制度内容	対象者	「中小企業者」とは具体的にどのような事業者ですか？	中小企業基本法に定められた「中小企業者」であり、具体的には、業種別に下記のいずれか若しくは両方を満たす事業者としています。 ○製造業、建設業、運輸業、その他の業種 【資本金又は出資総額】 3億円以下 【常時使用する従業員数】 300人以下 ○卸売業 【資本金又は出資総額】 1億円以下 【常時使用する従業員数】 100人以下 ○サービス業 【資本金又は出資総額】 5,000万円以下 【常時使用する従業員数】 100人以下 ○小売業 【資本金又は出資総額】 5,000万円以下 【常時使用する従業員数】 50人以下
4	制度内容	対象者	申請書兼請求書の主たる業種について、「製造業、建設業、運輸業、その他の業種」、「卸売業」、「サービス業」、「小売業」のうち、どの業種に分類されるのかを判断する方法はありますか？	まずは、総務省の日本標準産業分類サイト (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05koumokusetsumei.html) で分類項目名、説明及び内容例示からどの分類に該当するのかご確認ください。 次に、中小企業庁のサイトの業種の対応表(中小企業基本条上の類型) (https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_14.pdf) からどの業種に該当するのかご確認ください。
5	制度内容	対象者	青森市内で事業を営んでいますが、本社は市外にある場合も対象となりますか？	本店又は主たる事業所が市外であっても、市内に事業所があれば対象となります。 この場合、中小企業者等に該当するかどうかの判断(資本金、従業員数等)は法人単位(本社単位)となります。
6	制度内容	対象者	市内に事業所が複数ある同一法人ですが、事業所ごとなど複数回申請することは可能ですか？	申請は1事業者につき1回限りです。
7	制度内容	対象者	公的な施設(ホテル、劇場、美術館・博物館等、運動施設、道の駅)の運営を中小企業者が受託している場合、対象となりますか？	中小企業者の要件を満たしていれば対象となります。

NO	大項目	小項目	問合せ内容	回答
8	制度内容	対象者	大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある会社いわゆる「みなし大企業」であっても、中小企業者の要件に該当すれば対象になりますか？	「みなし大企業」であっても、中小企業者の要件に該当すれば対象となります。
9	制度内容	対象者	フランチャイズ経営を行っているオーナーは対象になりますか？	フランチャイズ経営を行っている場合でも、その店舗の経営者が中小企業者であれば対象となります。
10	制度内容	対象者	今回の応援金対象外となる法人・団体はありますか？	大企業、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人、性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を営む事業者、暴力団、宗教上の組織若しくは団体、政党その他の政治団体及び法人格を持たない任意団体は対象外となります。
11	制度内容	対象者	法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する「公共法人」はなぜ対象外なのですか？	法人税法別表第1に規定される公共法人は、租税法上、地方公共団体と同様公共サービスの提供主体として取り扱われていることから、本事業の対象外としています。
12	制度内容	対象者	性風俗営業事業者はなぜ対象外なのですか？	性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務委託営業については、国の給付金事業の取扱を踏まえ、対象外としています。
13	制度内容	対象者	暴力団はなぜ対象外なのですか？	「青森市暴力団排除条例」に「市は、その事務及び事業の執行に伴って暴力団に利益を与えることとならないようにするために必要な措置を講ずるものとする」と定められていることから、対象外としています。
14	制度内容	対象者	政治団体はなぜ対象外なのですか？	政治活動を行う政治団体への公金の支出は、議会民主主義の観点から適切でないと判断される(政治団体と行政の癒着により、有識者の意見が行政に反映されなくなる恐れが生じる)ため、「政党その他の政治団体」は対象外としています。
15	制度内容	対象者	宗教法人はなぜ対象外なのですか？	憲法*で定める政教分離の観点から、宗教法人を含む「宗教上の組織若しくは団体」への公金の支出は適切でないと判断されるため、対象外としています。 ※憲法第89条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属さない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない。」
16	制度内容	対象者	任意団体はなぜ対象外なのですか？	本補助金の対象者は、市内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主としており、任意団体は法人、個人事業主のいずれにも該当しないため、対象外としています。
17	制度内容	対象者	いつまでに開業していれば対象となりますか？	本事業の申請受付開始日(令和8年7月15日)までに開業しているかたが対象となります。 なお、初回の確定申告書の提出期限前となっている方は、開業したことが分かる書類(開業届等)の写しの提出をお願いします。
18	制度内容	対象者	近々廃業を予定しておりますが対象となりますか？	今後も事業を継続する意思があるかたが対象となりますので、廃業を予定している場合は対象になりません。
19	制度内容	対象者	現在休業していますが対象となりますか？	市内で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある事業者が対象となりますので、休業中であっても今後事業を再開・継続する予定であれば対象となります。

NO	大項目	小項目	問合せ内容	回答
20	制度内容	対象者	応援金を受給したのちに廃業した場合はどうなりますか？	本応援金の受給後、外的要因等やむを得ない事情等により廃業となる場合は、補助金の返還を求めることは考えておりません。
21	制度内容	対象者	「常時使用する従業員」とは何ですか？	労働基準法第20条の規定に基づく従業員（あらかじめ解雇の予告を必要とする者）であり、同条の規定が適用されない同法第21条各号に規定する次の者以外の者が「常時使用する従業員」となります。 一 日雇い入れられる者 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者 四 試の使用期間中の者 ただし、これらの者であっても、引き続き使用される場合には、「常時使用する従業員」に該当する場合があります。
22	制度内容	対象者	個人事業主として対象になる条件は何ですか？	副業を含め、令和7年中の収入に係る「所得税」又は「市民税・県民税」の申告内容で事業の実態が確認できるかたが対象となります。
23	制度内容	対象者	個人事業主ですが、「事業収入」ではなく、「不動産」「給与」「雑所得」として申告している場合は対象となりますか？	原則として「事業収入」として納税申告を行っているかたを対象としています。収入を「不動産所得」「給与所得」または「雑所得」として申告している場合であっても、事業の実態等を確認した上で、個別に判断します。
24	制度内容	対象者	副業として事業を行っている場合は対象となりますか？	（本業・副業という括りではなく）事業主として事業を営んでいる場合は対象となります。
25	制度内容	対象者	フリーランスは対象になりますか？	フリーランスとは、企業や団体などと雇用関係がなく、独立して仕事を請け負う人のことで、働き方や契約の仕方を指すものであり、具体的にどの職業が当てはまるという明確な定義はありません。 本応援金では、雇用契約ではなく、業務委託契約等に基づく事業活動からの収入がある方で、これらの収入を確定申告における主たる収入として確定申告している場合は、個人事業主の一つの形態として対象とします。
26	制度内容	交付額	市内に複数の事業所がある場合でも交付額は法人5万円、個人事業主は2万5千円ですか？	市内に複数の事業所を有していても、1事業者あたりの交付額は法人は5万円、個人事業主は2万5千円です。
27	制度内容	交付要件	交付された応援金の使い方に制限はありますか？	本応援金は、賃上げ環境の整備、物価高騰及び中東情勢の緊迫化による影響への対応に活用いただくことを想定しています。
28	申請手続	申請方法	同一人物が複数の法人の代表取締役ですが、法人ごとに申請できますか？	法人ごとに申請できます。
29	申請手続	申請方法	申請書は窓口を持参してもいいですか？	申請はオンラインまたは郵送としています。

NO	大項目	小項目	問合せ内容	回答
30	申請手続	申請方法	申請方法はどのようにになりますか？	申請はオンラインまたは郵送としています。 オンライン申請については、青森市電子申請サービスにアクセスし、必要事項をご入力の上、必要書類のデータを添付し送信してください。 青森市電子申請サービス ▶  郵送の申請については、必要事項をご記入の上、必要書類を添えて郵送で申請してください。 提出書類の到着確認のお問い合わせには応じかねますので、必要に応じては簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。なお、封筒・郵便料金はご負担いただくことになります。また、郵便料金が不足の場合は、申請書類を受領することができませんので、ご注意ください。 提出先 〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 青森市経済政策課
31	申請手続	申請方法	申請にあたり、書類の郵送代は自己負担になるのでしょうか？	郵送代は自己負担となりますので、オンライン申請をお勧めしています。
32	申請手続	申請方法	前回(R8.1.15～R8.3.16)申請しましたが、今回も申請書の提出は必要でしょうか？	今回も申請書の提出は必要ですが、添付書類は原則不要です。 ただし、 ・直近の「法人市民税」の申告をしていない法人 ・令和7年中の収入にかかる「所得税」又は「市民税・県民税」の申告をしていない市内に住所を有している個人事業主 は、添付書類の提出が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。 また、市外に住所を有している個人事業主は、 ・住民票(令和8年7月15日以降に発行) ・直近の「所得税確定申告書第1表」又は「市民税・県民税申告書」の写し の提出が必要となります。
33	申請手続	申請書	申請書を市ホームページ以外で入手することはできますか？	駅前庁舎(3階 経済政策課)において配布していますが、混雑防止のため、原則、市ホームページに掲載している申請書を印刷してください。
34	申請手続	申請書	法人ではない個人事業主は法人番号欄に何を記載すればいいですか？	個人事業主の方は、法人番号の記載は不要です。
35	申請手続	申請書	法人番号がわからないので、記載しなくてもいいですか？	国税庁の法人番号公表サイト(https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/)で商号または名称を入力して検索すると法人番号がわかります。
36	申請手続	申請書	青森市外にも事業所を有する法人の場合、「常時使用する従業員の数」の判断は、法人全体と青森市内事業所のいずれを基準としますか？	法人全体の人数を基準とします。
37	申請手続	申請書	代理の名義での申請は可能ですか？	法人及び個人事業主ともに、申請は代表者本人名義に限ります。
38	申請手続	申請書	申請書類は返してもらえますか？	提出書類は返却できませんので、必要に応じて写しをお手元に保管してください。

NO	大項目	小項目	問合せ内容	回答
39	申請手続	申請書	申請内容に虚偽の記載があった場合はどうなりますか？	応援金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した応援金について返還を命じます。 なお、指定した期限までに返還がなされない場合は、延滞金を付して納付を求めることとし、それでもなお返還されないときは、訴訟の提起等の法的措置を講じます。
40	申請手続	申請書	申請書の記載欄のうち、市内における主な事業所等の名称及び住所について、農林水産業者など個人事業主で事業所用家屋を有しない場合、どのように記入したらよいですか？	事業者等名称の欄には申請者の氏名、住所の欄には申請者の住所をご記入ください。
41	申請手続	添付書類	市外に住所を有する個人事業主の場合、添付する住民票の写しは、住所地以外の市区町村が発行する住民票(広域交付住民票)の写しでも対応は可能ですか？	対応可能です。
42	申請手続	添付書類	NPO法人等で収益事業を行わない団体である場合、必要な添付書類は何ですか？	「事業収入を得ていることが確認できる書類」の添付が必要となります。 【参考】 ○学校法人…事業活動収支計算書 ○社会福祉法人…事業活動計算書 ○公益財団法人及び公益社団法人…正味財産増減計算書 ○NPO法人…活動計算書 なお、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人は対象外となります。
43	申請手続	添付書類	電子申請で添付書類を提出する場合の送信可能なファイル形式はどのようなものがありますか？	電子申請での提出可能なファイル形式は、pdfのほかスマートフォン等で撮影したpng、jpeg、jpgとなります。なお、スマートフォン等で撮影した写真を添付する場合は、文字が鮮明に写った写真を添付してください。
44	交付関係	振込口座	個人事業主ですが、代表者以外の振込口座を指定することは可能ですか？	代表者本人以外の振込口座は指定できません。
45	交付関係	振込口座	法人の場合、振込先を代表者の個人名義口座にしてもいいですか？	法人名義以外の振込口座は指定できません。
46	交付関係	振込口座	申請してから振込までの日数はどのくらいかかりますか？	申請書類の到着後、順次内容の審査を行い、交付決定となったものから振込手続きを行います。 7月15日の受付開始以降、7月31日までに前回の交付件数の約75%を超える申請をいただいており、書類到着後、速やかに手続を進めておりますが、当面の間、申請書類到着から振込まで7週間程度いただいております。 また、口座情報等の記載事項に不備があった場合には、さらにお時間をいただくことがありますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。